

令和8年度熊本県会計年度任用職員募集について

1 募集職種、職務内容、受験資格、採用予定人数、試験日、申込期間

- ・「熊本県会計年度任用職員募集一覧表」（別添）のとおり

※勤務条件など、一覧表に記載されていない事項については、それぞれの問合せ先へ御確認ください。

※一覧の申込期間であっても、あらかじめ応募者数の定員が設定してある場合は、上記期間内でも申込みを締め切る場合があります。

2 受験できない方

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 申込手続等

(1) 提出書類

- ◇「申込書」（別添）

※申込書は別添をダウンロードするか、一覧表に記載の各課にお問い合わせください。

- ◇「はがき」（申込書の下部を貼り付けたもの）

※ハローワークを通じて申し込みを行う場合は、「ハローワークの紹介状」を添付してください。

- ◇その他必要な書類

※職によっては、別途、必要な書類の提出等が必要となる場合がありますので、各所属のHPを御確認いただきか、問い合わせ先まで御連絡ください。

(2) 提出方法

- ・受験を希望する職種の問合せ先に、提出書類を郵送又は持参してください。

- ・郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に「（【応募職種名】を記入）申込」と朱書きしてください。

※各申込期間の最終日までに必着とします。

※「申込書」の下部は切り取り、はがきの裏に貼ってください。また、はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。

※各職種に係る免許証・資格証書の写しを併せて提出してください。

※写真票の写真（申込前6ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。縦3.5cm、横3cm程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して所定の箇所に貼ってください。

- ・持参の場合は、受付時間は、午前8時30分から午後5時までとなります。

※土曜日及び日祝日は受付ができませんので御了承ください。

4 採用方法等

- ・最終合格者については、職種及び勤務場所ごとに「会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、令和8年4月1日以降（一部職種により異なります）、会計年度任用職員の採用が必要な時期の成績の上位者から採用します。
- ・合格の有効期間は、合格発表の日から令和9年3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。
- ・現在、県の会計年度任用職員、臨時的任用職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

5 試験結果の開示について

- ・この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。
- ・受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に、直接各職種の提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。
- ・電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できませんので御注意ください。

6 地方公務員法の適用について

- ・令和2年度から、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象になります。

7 こども性暴力防止法の基づく対応について

- ・一部の職種の業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めています。
- ・このため、対象となる職種においては、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
- ・なお、確認の結果、特定性犯罪の前科があった場合及び誓約書や履歴書等を詐称した場合は任用されない可能性があります。
- ・詳しくは、各所属のHPを御確認いただくか、問い合わせ先まで御連絡ください。